

平成31年 3月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

飲食に関する消費税軽減税率

飲食料品をお客様に提供する際のお店側の取扱いで一部注意が必要となります。

【制度の概要と理由】

本年10月1日より導入される10%への消費税増税ですが、飲食料品をお店で飲食する場合は外食扱いとされ10%の標準税率が適用されますが、お持ち帰りだと生活必需品扱いとなり8%の軽減税率が適用されます。

【制度の適用期間】

本制度の適用期間は本年平成31年10月1日より4年後の9月30日までとされています。

【お客様の意思確認時期】

通達でお客様の意思確認時期は「店内飲食と持ち帰りの販売の両方を行っている飲食店等における店内飲食と持ち帰りの販売の判定は、その飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行う等の方法により行う。」とされています。

従いまして、お店側の対応としてはレジでの清算の際に、お客様の意思を確認するという方法になると思われます。

【お客様の意思の変更があった場合の取り扱い】

では、お客様のお持ち帰りの意思を確認したのち、お持ち帰りの容器等に入れた飲食料品を提供したが、その後お客様が何らかの事情で店内飲食をした場合、税率差額分をお客様に請求し、標準税率10%の売上として計上し直すのかという疑義が生じます。

しかしながら、消費税の納税義務は「課税資産の譲渡等をした時」に成立するため、納税義務が成立した後のお客様の行動によって標準税率への修正の必要はありません。

【店内飲食の意思が含まれるか否かの確認を】

一つセット商品(A+B+C)の販売の際の意思確認において、お客様からそのセット商品のうち一部の商品を店内で飲食したい旨の意思表示があった場合「店内飲食」として標準税率の対象となります。

例えば、お客様に対して3個セットのパンを販売する際、販売時の意思確認において、うち1個を店内で飲食する旨の申出があった場合、「店内飲食」として標準税率の対象となります。

以上